

令和5年度当初予算における引上げ分の地方消費税充当事業

【歳入】 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源分) 30,500千円

【歳出】 社会保障経費その他社会保障施策に要する経費 463,438千円
うち、所要一般財源 258,126千円

【社会保障経費その他社会保障施策に要する経費内訳】 (単位:千円)

事業名		事業費	所要一般財源	備考
社会福祉	障害者・母子等福祉事業	102,440	32,020	
	高齢者福祉事業	134,213	85,286	
	児童福祉事業	111,207	61,049	
	計	347,860	178,355	
社会保険	国民健康保険事業	16,160	8,519	国民健康保険事業特別会計繰出金
	国民年金事業	124	0	
	計	16,284	8,519	
保健衛生	医療に係る事業	75,273	49,510	後期高齢者医療特別会計繰出金を含む
	疾病予防対策事業	9,782	7,521	
	環境衛生事業	14,239	14,221	
	計	99,294	71,252	
合 計		463,438	258,126	

【本表について】

本表は、地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の116第2項(地方消費税の用途)の規定により、消費税率引上げにより増収となった地方消費税交付金の用途については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされていることから、その経費を明示したものである。